

和解に関する件

令和元年（2019年）10月23日提出

札幌市長 秋元 克広

本市は、下記により和解するものとする。

記

1 事件名

東京高等裁判所

令和元年（ネ）第2249号 取立金請求控訴事件

令和元年（ネ）第3666号 取立金請求附帯控訴事件・民事訴訟法260条2項の申立事件

2 当事者

(1) 控訴人（附帯被控訴人）

札幌市 代表者市長 秋元 克広

(2) 被控訴人（附帯控訴人）

東京都千代田区神田錦町1丁目14番地11

ファーストインベスターズ株式会社（以下「ファースト」という。）

代表取締役 齋藤 和広

(3) 控訴人（附帯被控訴人）補助参加人

ア 札幌市東区在住者

イ 札幌市東区北28条東16丁目1番1号

株式会社セントラル企画（以下「セントラル」という。）

代表者代表取締役 岸山 仁司

3 事件の概要

(1) セントラルは、平成24年度の市民税・道民税及び平成24年度から平

成27年度までの固定資産税・都市計画税計10,022,900円を滞納し、また、同社関係者である札幌市東区在住者は、平成24年度から平成27年度までの固定資産税・都市計画税計3,063,022円を滞納している。

- (2) 本市は、(1)の滞納税及びこれに係る延滞金を徴収するため、セントラル及び札幌市東区在住者がファーストに対して有する株式譲渡契約代金（57,006,724円）の支払請求権（以下「本件差押債権」という。）について差押処分を行い、ファーストに対し本件差押債権の履行の請求を続けてきたが、ファーストは取立てに応じなかった。
- (3) 本市は、ファーストから本件差押債権の取立てを行うため、平成29年第2回定例市議会において訴えの提起の件に係る議会の議決を経た上で、平成29年6月20日、ファーストに対して、金57,006,724円及びこれに対する平成25年3月21日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。
- (4) 平成30年2月1日、セントラル及び札幌市東区在住者は、本市を補助するため、(3)の訴訟に参加した（以下これらを「補助参加人ら」という。）。
- (5) 平成31年4月16日、東京地方裁判所は、本市の主張の一部を認容し、ファーストに本市に対して19,987,564円及びこれに対する平成25年3月21日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払を命じる判決（以下「原判決」という。）を言い渡した（なお、原判決には、仮執行の宣言が付された。）。
- (6) 平成31年4月23日、補助参加人らは、原判決を不服として東京高等裁判所に控訴を提起し、これにより、本市についても同日付けで控訴人としての地位を有することになった。
- (7) 平成31年4月26日、本市は、原判決で仮執行の宣言が付されたことから、ファーストが第三債務者に対して有する預金債権を差し押さえるため、東京地方裁判所に債権差押命令の申立てを行い、令和元年5月10日、同裁判所は、債権差押命令を行った。同月17日、ファーストは、本市に対して同日時点における(5)の金員に相当する27,383,201円の金員の支払を行った（これを受け、本市は、同月21日付けで当該申立てを

取り下げた。)

- (8) 令和元年8月28日、ファーストは(6)の控訴に附帯して東京高等裁判所に控訴を提起するとともに、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第260条第2項の規定に基づき、ファーストが支払を行った(7)の金員の返還を求める申立てを行った。
- (9) 令和元年9月2日、東京高等裁判所は、本市、補助参加人ら及びファーストに対して和解勧告を行い、同年10月1日、東京高等裁判所から和解条項案が提示された。

4 和解の要旨

- (1) ファーストは、補助参加人らに対し、本件差押債権に係る株式譲渡契約代金として57,006,724円の金員の支払義務があることを認める。
- (2) ファーストは、本市に対し、(1)の57,006,724円から支払済みである3(7)の27,383,201円を除いた残額29,623,523円の金員を所定の期日までに支払う。
- (3) 本市は、補助参加人らに対し、(2)の支払を受けた後、57,006,724円から補助参加人らの滞納税及びこれに係る延滞金並びに滞納処分費を除いた残額の金員を支払う。
- (4) 本市は、その余の請求を放棄し、補助参加人らはこれに同意する。
- (5) 本市、補助参加人ら及びファーストは、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。

(理 由)

取立金請求控訴事件等について和解するため、本案を提出する。